

国土調査による筆界案の作成公告

玉野市槌ヶ原の一部区域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、下記の土地に係る筆界案を作成したので、地籍調査作業規定準則第30条第5項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月9日

玉野市長 柴田 義朗



記

1. 土地の所在及び地番

玉野市槌ヶ原 1509番、1511番、1568番2、1751番

2. 筆界案を確認できる場所

玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市役所庁舎 2階 契約・財産管理課

3. 筆界案を確認することができる者

上記1の土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4. 筆界案の作成者

玉野市

5. 意見の申出

筆界案を確認できる者は、玉野市に対して下記期間内に意見を申出することができる。

なお、下記の期間を経過しても意見の申し出がない場合は、地籍調査作業規定準則第30条第5項の規定により筆界の調査を行う。

意見の申出期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月30日（月）

（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時から午後5時まで